ノルウェー市民社会連合　事前質問事項前のパラレポ

ノルウェーの初回報告への事前質問事項に関する、市民社会から国連障害者権利委員会への提案

The Civil Society Coalition Norway

2018年6月

日本障害フォーラム（JDF）による仮訳

序論

本提案により、ノルウェー市民社会は、国連障害者権利委員会に提出されたノルウェーの初回報告の審査に向けた事前質問事項に関する情報を提供する。本提案は、ノルウェー国内の障害者団体及びその他の市民社会団体の広範な協力に基づくものである。これらの団体もまた、今後権利委員会に対し、総合的な代替報告を提出するであろう。

これらの団体とは、統括団体4団体とそれ以外の10団体である。統括団体とは、82団体が加盟するノルウェー障害者団体連盟（FFO）、3団体が加盟するノルウェー障害者団体フォーラム（SAFO）、35団体が加盟するノルウェー障害青年協会及び13団体が加盟するアトラス・アライアンスである。アトラス・アライアンスは、国際活動に従事する障害者団体から成る統括団体である。一部の団体は複数の統括団体に加盟している。

ほとんどの団体は、障害のある人が全スタッフ、理事、ボランティアの大多数を占める代表団体であり、障害のある人が会員となっている。団体の大半は、国及び地域の両方のレベルで活動しており、一部の団体は国際的に活動している。これらの団体の詳細なリスト[[1]](#endnote-1)は以下のとおりである。

ノルウェー障害者団体連盟（FFO）

ノルウェー障害者団体フォーラム（SAFO）

ノルウェー障害青年協会

アトラス・アライアンス

差別禁止市民権財団

ノルウェー反人種主義センター

ノルウェー保健協会

ノルウェー人道主義協会

ノルウェー心理学会人権委員会

ノルウェー社会教育者・ソーシャルワーカー連合（FO）

セーブ・ザ・チルドレン・ノルウェー

SOR財団

視覚障害学会

ULOBA-ノルウェー自立生活支援団体

目次

序論

1. 主な懸念
2. 目的、一般原則及び一般的義務（第1条～第4条）
3. 特定の権利（第5条～第30条）

第5条：平等及び無差別

第6条：障害のある女子

第7条：障害のある児童

第8条：意識の向上

第9条：施設及びサービス等の利用の容易さ

第11条：危険な状況及び人道上の緊急事態

第12条：法律の前にひとしく認められる権利

第13条：司法手続の利用の機会

第14条：身体の自由及び安全

第15条：拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

第16条：搾取、暴力及び虐待からの自由

第17条：個人をそのままの状態で保護すること

第19条：自立した生活及び地域社会への包容

第21条：表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

第23条：家庭及び家族の尊重

第24条：教育

第25条：健康

第27条：労働及び雇用

第29条：政治的及び公的活動への参加

1. 特定の義務（第31条～第33条）

第31条：統計及び資料の収集

第32条：国際協力

第33条：国内における実施及び監視

脚注

1. 主な懸念
2. 権利条約〔以下、CRPD〕におけるパラダイムシフトを示している第12条及び第14条並びに第25条に関するノルウェーによる2件の解釈宣言[[2]](#endnote-2)は、条約の目的と矛盾しており、条約による法的保護を制限するものである。選択議定書の署名や批准は行われていない。[[3]](#endnote-3)児童の権利に関する条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約[[4]](#endnote-4)は、人権法又はその他の法令を通じて[[5]](#endnote-5)ノルウェーの法律で実施されている。CRPDはノルウェーの法律に組み込まれていない。ノルウェーの法律と条約の間で解釈上の不一致がある場合、条約が人権法において実施されていない限り、ノルウェーの法律が優先されるのが一般原則である。最高裁判所は後見法に定められている規定を受け入れ、原告の法的能力の剥奪が明らかにCRPDに違反するにもかかわらず、これを認めてきた。[[6]](#endnote-6)
3. 権力、民主主義、平等及び多様性に関する重要な研究、政策及び計画において、障害のある人が考慮されていない。ノルウェーの平等及び多様性に関する政策では、障害ではなく主にジェンダーと種族に焦点が絞られている。これには、学校における表現の自由を支援し、民主主義に影響を与え、これを促進する取り組みと、学問及びメディアの世界における多様性の採用が含まれる。[[7]](#endnote-7)
4. 「代替的意思決定」から「支援付き意思決定」へのパラダイムシフトは実施されていない。ノルウェーの法律では、実力行使と、診断及び機能的能力に基づいて自己決定を剥奪することが認められており、これはCRPDに違反している。第12条及び第14条を参照。認知障害のある人及び心理社会的障害のある人に対する違法な強制が、保健・ケアサービスや教育部門で行われている。第14条を参照。
5. 障害のある人は、法律に基づく権利を有しているにもかかわらず、その権利が必ずしも守られていない。法令が条約とほぼ一致している分野においても、慣行がCRPDに矛盾している。障害者団体、オンブズマン[[8]](#endnote-8)及び公的監督機関[[9]](#endnote-9)の経験によれば、条約の実施は不十分である。これは、既存の行政上の決定が履行されず、行政上の決定が真の意味で下されることが確保されていないことにも見ることができる。法令が順守されていないのである。法律扶助へのアクセスが限られているため、司法制度を通じて自己の権利を要求することが難しくなっている。
6. 市町村自治は、居住地に左右されるサービス及び給付の割り当ての不公平をもたらす。[[10]](#endnote-10)児童の権利委員会は、市町村による非常に大きな格差を指摘してきた。[[11]](#endnote-11)国内における法律及びガイドラインの順守が不十分な市町村では、ほとんど又はまったく〔訳注：条約の〕影響が見られない。
7. 部門別責任の原則は、障害のある人が他の者と同じ権利を有することを確保するという各公的部門（労働、教育、輸送、保健など）の責任が、当該部門に限定されることを意味する。異なる部門間の調整は不十分で、統一された専門的なアプローチは見られない。具体的かつ測定可能な結果は存在しない。
8. 市町村及び県が、条約とその原則にどのように関わっているのか、政府、県及び市町村に勤務している専門家が、CRPDに関してどのような研修を受けているのか、明らかでない。
9. 障害のある人に対する差別に関する記録の作成、研究及び統計が不正確であり、不足している。専門家及び研究者がCRPDに関わっていない。
10. 目的、一般原則及び一般的義務（第1条～第4条）
    * ノルウェーは、現在条約の目的に違反している2件の解釈宣言を、いつ撤回するのか？
    * CRPDは、いつ、どのように、ノルウェーの法律に組み込まれるのか？
    * すべての自治政府並びに地方自治体及びあらゆる政策分野において、条約がどのように体系的に組み込まれ、実施され、調整されるのか、また、障害者団体がこのような過程において、どのように意見を求められ、参加するのか、情報を提供してください。
    * サービス提供における市町村格差を軽減するために、ノルウェーはどのような方策を実施するのか、また、障害のある人のために予定されている戦略計画は、これらの格差の軽減にどのように貢献するのか？
    * 警察署及び裁判所を含む公的・民間両部門における、条約に基づく義務を負うすべての人を対象としたCRPDに関する研修は、どのように実施されているのか？
    * 条約に基づく自己の権利の保護を主張する人が、どのような救済策を利用できるか、示してください。
11. 特定の権利（第5条～第30条）

第5条　平等及び無差別

1. 制裁を加える機会の欠如と法律扶助への不十分なアクセスは、差別に対する保護が十分に効果的ではないことを意味する。法律扶助は、差別事案においては与えられない。反差別審判所（Anti-Discrimination Tribunal）は、賠償と補償を課す限定的な権限を持つ行政機関である。審判所は、雇用関係及び雇用主の選択に関連した賠償や、自営業者及び被雇用者の取扱いに関する行政決定を下すことができる。また、審判所は、被申立人による唯一の答弁が、無能力又は賃金又はその他の明らかに支持しがたい反論に関するものである場合、全会一致により、補償に関する行政決定を下すことができる。[[12]](#endnote-12)審判所に対する苦情申立は、通常裁判所への訴えの前に義務付けられているものではない。裁判に持ち込まれる差別事案は極めて少ない。[[13]](#endnote-13)
2. 障害のある子どもがいる、移民としての背景を持つ家族は、意思疎通の問題と福祉制度に関する知識不足から、同じ障害のある子どもを持つ他の家族と比較して、公共サービスへのアクセスが少ない。[[14]](#endnote-14)サーミ人としての背景を持つ障害のある人は、支援サービスにおける文化的障壁及び言語的障壁のために、彼らに適したサービスを平等に受けられていない。[[15]](#endnote-15)
   * 審判所の制裁権限を、労働事件における賠償や簡易な事件における補償を課すことにとどめず拡大するために、政府はどのような計画を立てているのか？
   * 障害のある先住民、国内少数派及び移民に、彼らの権利（条約に基づく、公共サービス及び給付を受ける権利）に関する情報を提供するために、どのような方策が講じられているのか？

第6条：障害のある女子

1. 複合差別に関する研究が不足している。ノルウェーには、障害のある女性に関する十分な統計がない。障害のある人に関する研究に、ジェンダーの視点がほとんど含まれていない。ジェンダー研究では、障害のある女性をほとんど重視していない。[[16]](#endnote-16)障害のある少年／男性に対する差別と比較すると、障害のある少女／女性に対する差別に関する研究はない。[[17]](#endnote-17)最新のジェンダー平等政策である「ジェンダー平等2014」は、多次元的なアプローチをとっており、障害を含めているとされたが、障害を含めたイニシアティブやターゲットを絞った方策はなかった。[[18]](#endnote-18)
   * ジェンダー平等のための政府の政策全般、特に交差的平等政策に障害の視点を含めるために、どのような方策が講じられてきたか？
   * 複合差別に関する研究の増加を確保するために、何がなされるのか？

第7条：障害のある児童

1. 教育法[[19]](#endnote-19)、患者及び利用者の権利法（Patients’ and Users’ Rights Act）[[20]](#endnote-20)など、障害のある子どもと若者に関する重要な法律において、子どもの最善の利益の原則に言及していない。児童の権利委員会はノルウェーに対し、子どもに影響を与える可能性があるすべての法令において、この原則を強調することを強く求めている。[[21]](#endnote-21)障害のある子どもの権利の実現について耳を傾けてもらい、影響を及ぼすための研究は、ほとんど行われてこなかった。既存の研究は、障害のある子どもが他の子どもに比べて、その権利を聞き入れられ、尊重される可能性が低いと信じるに足る理由を示している。例えば、障害のある子どもは、教育部門における彼ら自身に関する決定にほとんど関与することがない。[[22]](#endnote-22)
   * 子どもの最善の利益の原則を、教育法と患者及び利用者の権利法に組み込むことを確保するために、政府はどのような計画を立てているのか？　障害のある子どもと若者が、自ら思うままに、かつ、他の子どもと同じ基準で、意見を聞き入れてもらうことを確保するために、政府はどのような計画を立てているのか？

第8条：意識の向上

1. 障害のある人の権利に関する無差別の意識を確保するために国が主導する公衆の意識の啓発活動は、ほとんどない。政府の主導で実施されてきた多数の重要な研究は、障害のある人を含まない少数派に対する公衆の態度に関するものであった。[[23]](#endnote-23)障害のある人は、定型化された観念及び否定的な態度と闘うための公衆の意識向上の取り組みには含まれていない。[[24]](#endnote-24)メディアはしばしば、障害のある人を定型化された観念と偏見のある言葉に基づき表現する。
   * 障害のある人に関する定型化された観念と偏見を防ぐために、政府によってどのような方策が講じられてきたのか、また、今後講じられるのか？

第9条：施設及びサービスの利用の容易さ

1. 計画・建築法では、新規の建築物についてはユニバーサルデザインの要件が定められているが、*既存の*建築物及び輸送形態については、ユニバーサルデザインを適用しなければならない期限は設定されていない。規則で定められた法定期限は、2008年に同法の〔訳注：改正〕準備作業を進める中で仮に決められたもので、採択はされていない。[[25]](#endnote-25)
2. 政府のユニバーサルデザインに関する行動計画2015～2019では、ノルウェーが2025年までにユニバーサルデザインを実現するという期限を定めた構想が撤回され、誰もが参加できる社会という構想に置き換えられた。[[26]](#endnote-26)期限がなくなったことにより、障害をもたらす障壁を除去する法的権限が急激に弱体化する。
3. 市民社会からの圧力を受け、児童平等省は2008年に、商品、サービス及び情報へのアクセスを保障するために、旧反差別・アクセシビリティ法（Anti-Discrimination and Accessibility Act）に追加すべきと考えられるさらなる義務について研究するプロジェクトを開始した。[[27]](#endnote-27)しかし、民間部門のサービス提供者が負担する費用が不明確であったため、この提案は却下された。政府報告パラグラフ67で言及されている方策では、セルフサービスの選択肢を利用できない者には、商品、サービス及び情報へのアクセスが保障されない。また、新しい包括的な平等・反差別法に関する取り組みでも、商品とサービスへのアクセスは保障されていない。
4. ノルウェーには情報、通信又はデジタルサービスに関する一般的な配慮について定めた法律がない。[[28]](#endnote-28)ICTのユニバーサルデザインに関する規則は、教育部門を除き、一般公衆を対象とした企業にのみ適用される。[[29]](#endnote-29)こうした規則は、デジタル教材及びデジタル機器を含むオンラインソリューションに限定されており、音声解説又はメディアに対する代替コンテンツ（収録済み）及びダイレクト方式の字幕に関しては例外がある。
   * 政府は既存の建築物のユニバーサルデザイン化についての期限を定めた規則を、いつ導入するのか？
   * 第9条（2）bは、平等及び反差別法にいつ組み込まれるのか？
   * ICTのユニバーサルデザインに関する規則には含まれない分野で保障されている情報通信についての権利を保障するために、どのような方策が講じられるのか？

第11条：危険な状況及び人道上の緊急事態

・　国及び地域レベルにおける国家安全保障と緊急事態への備えに関連した障害のある人のニーズに対処するために、どのような方策が講じられてきたのか？　ろう及び難聴の人は、危険な状況及び人道上の緊急事態の際に、どのように警告を受けているのか？

第12条：法律の前にひとしく認められる権利

1. 後見法により裁判所は、認知障害あるいは心理社会的障害を理由に、法的能力を全面的又は部分的に剥奪する権限を有する。[[30]](#endnote-30)このような事例においては後見人が任命されるが、後見人は法的能力のある人に対しても任命される可能性がある。
2. 実際には、認知障害のある人及び心理社会的障害のある人は、異議申立により覆すことができる公式な判定の存在なしに、法的能力を失うことが多い。[[31]](#endnote-31)県知事は医師の診断書に基づき、ある人が同意能力を有するか否かを判定することができる。これは認知障害のある人及び心理社会的障害のある人が、後見人を任命すべきか否か、また、誰を、どのような目的で任命するかを決定する同意能力を、剥奪される可能性があることを意味する。[[32]](#endnote-32)このことは、彼ら自身の人生における多数の他の決定にも当てはまる。ある人が同意能力を有するか否かの判定は、多くの場合、当事者に会うことなく下される。[[33]](#endnote-33)
3. 法的能力の剥奪自体がCRPDに矛盾するという事実は別として、後見制度には問題のある側面が他にもいくつかある。後見人の任命には、多くの場合、一般的な決まった手順がある。後見人が必要か否かを判定するための評価は、行われないことが多い。[[34]](#endnote-34)永続的な後見人は100件もの後見職務を抱える可能性があるが、多くの場合、当事者と会うことはない。[[35]](#endnote-35)この慣行のために、当事者は本人の意思と選好に基づき支援を得るという条約の要件を満たすことが難しくなる。さまざまな団体から、永続的な後見人が職務違反をして、当事者と近親者の面会交流の取り決めをしたり、郵便物を転送したり、電話回数を制限したりしているという、具体的かつ実証可能な事例が示されている。[[36]](#endnote-36)これらの事例からは、後見人がその権限を越え、個人の生活分野を規制しており、基本的人権を侵害していることがわかる。
4. 後見人制度の改正によって、法的能力の行使に支援を必要としている人の法的保護と状況が改善されることはなかった。後見人に対するフォローアップは極めて多種多様で、チェックはほとんどなされていない。[[37]](#endnote-37)
   * ノルウェーは、第12条に関する宣言をいつ撤回するのか？
   * 代替的意思決定から、法的能力の行使に必要な支援を得て、事情を知らされた上での選択（支援付き意思決定）ができるように、法令及び慣行を移行していくことを監督するために、どのような方策が講じられるのか？　個人の意思及び選好の実現を、政府はどのように確保するのか？　同意能力がないと考えられている人が、その判定に不服を申し立てられることを確保するために、どのような方策が講じられるのか？　人権及び支援付き意思決定に基づく研修を、政府はどのように行うのか？

第13条：司法手続の利用の機会

1. 県知事、調停委員会又は裁判所に訴えを起こしたいと考えている障害のある人の多くは、金銭的に余裕がなく、弁護士を雇えない。法律扶助法[[38]](#endnote-38)では、教育、保健・ケアサービス及び差別など、障害のある人にとって重要な分野が対象とされていない。国連自由権規約人権委員会は、こうした法律扶助制度について、あまりに限定的であると非難してきた。[[39]](#endnote-39)
2. 感覚機能障害のある人は、裁判員としての役割を果たす権利を否定されている。[[40]](#endnote-40)
3. 機能障害のある人に尋問する際、特定の非差別的な尋問方法が必要とされるが、これが常に考慮されるわけではない。[[41]](#endnote-41)法規定[[42]](#endnote-42)にもかかわらず、法廷は、意思疎通のための設備が不十分で、物理的にアクセシブルではない。難聴の人は、彼らが必要としている配慮が法廷で却下されることを、経験から理解している。[[43]](#endnote-43)
   * 総括所見CCPR/C/NOR/CO/6で示された法律扶助に関する勧告に従うために、政府はどのような措置を講じてきたのか？　また、教育、保健・ケアサービス及び差別が、法律扶助法において優先分野とされることを確保するために、どのような措置が講じられるのか？　裁判員としての役割を果たすことを含む手続のあらゆる段階において、障害のある人がその年齢及び障害に適した方法により、法制度にアクセスできるようにするために、どのような措置が講じられるのか？

第14条：身体の自由及び安全

1. 精神保健ケア法は、「重度精神障害」と診断された人に適用される。[[44]](#endnote-44)同法は、心理社会的障害（「重度精神病」）に基づく拘束と、治療のニーズや自傷行為若しくは他傷行為に関する付加基準を規制する。同法では、施設における強制的な投薬及び身体拘束を含む広範囲にわたる強制と、24時間施設に滞在する必要はないが強制される医療を認めている。[[45]](#endnote-45)同法で定められている強制措置は、任意の拡大解釈に基づいており、これには恣意的な、望ましくない慣行が含まれる。ノルウェーには強制入院、強制治療又は強制措置に関する十分な資料がない。[[46]](#endnote-46)
2. さまざまな地域において、各種施設及び病院での強制の使用に非常に大きな違いが常にあることが記録されている。[[47]](#endnote-47)時間が経過してもその数字は変わらず、大幅な減少は見られない。[[48]](#endnote-48)薬を使用しない治療を提供するサービスを含む、ボランティア及び利用者主導のサービスの発展はあまりに遅く、少数の人にしか適用されていない。[[49]](#endnote-49)精神保健ケア法に従い拘束されてきた人又は強制投薬を施されてきた人には、このようなサービスを利用する機会がない。
3. 強制的な精神科医療の廃止に関する訴訟において、原告によりCRPDが引き合いに出されても、裁判所がCRPDを考慮したり[[50]](#endnote-50)、そうした強制がCRPDに違反しているか否かを検討したりすることはほとんどない。1件の訴訟を除けば、こうした訴訟は主たる重要性に欠けるとして、ノルウェー最高裁判所によって却下されてきた。[[51]](#endnote-51)2016年の最高裁判所の判決では、国内の法令をCRPDに従ったものとするべく検討がなされていること、また、ノルウェーが解釈宣言を出したことが述べられている。[[52]](#endnote-52)
4. 強制投薬及び強制栄養に関する苦情については、5時間の無料法律相談が実施されているが、実際にはこれは司法審査の対象ではない。なぜなら、無料の法的代理人に県主任医療官による決定を覆させることはできないからだ。[[53]](#endnote-53)その他の強制措置又は保護に関する苦情については、無料の法律扶助は与えられていない。[[54]](#endnote-54)
5. 患者及び利用者の権利法第4章A[[55]](#endnote-55)に従い、同意能力がないと考えられている人に対して、また、保健・ケアサービス法（Health and Care Services Act）[[56]](#endnote-56)に従い、知的障害のある人に対して、医療支援を行うための強制が許可されている。保健・ケアサービス法第9章の目的が強制及び実力行使を回避することであるにもかかわらず、このような方策が多数公認されてきた。障害者団体から示された事例によれば、知的障害のある人に対する拘束と強制措置は、薄弱な根拠に基づいて決定されている。[[57]](#endnote-57)何が適切な強制措置及びそのような措置を実施するきっかけとなる基準とされるのかは、明確ではない。調査研究によれば、市町村には資格を持つスタッフが十分におらず、これは有資格者を置くという法的要件に違反している。[[58]](#endnote-58)
6. 学校における実力行使又は体罰は禁止されているが、必要に応じて暴力行為に介入することは可能である。[[59]](#endnote-59)ヴェストフォル県における調査によれば、教員の73パーセントが、特に特別支援教育を受けている知的障害のある生徒や自閉症の生徒に対して、違法な実力行使をしたことがあった。[[60]](#endnote-60)同様な調査は他県では実施されていないが、学校で強制が使用される頻度は、全般的に高いと考えられる。[[61]](#endnote-61)
   * ノルウェーは、第14条／第25条に関する宣言をいつ撤回するのか？
   * 精神保健ケア法、患者及び利用者の権利法第4章A及び保健・ケアサービス法の法規定を廃止し、いかなる場合でも、機能障害に基づき自由を剥奪されたり強制の対象とされたりする可能性がないことを確保するために、どのような方策が講じられているのか？　診断に基づく強制の使用を許可する法令は、いつ反差別的な法令に置き換えられるのか？
   * 教育制度における強制の使用を防止するために、政府は何をするのか？
   * 障害のある人に対するあらゆる形態による強制の使用に関する効率的な司法審査は、いつ導入されるのか？

第15条：拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

1. 電気けいれん療法（ECT）の使用には、事情を知らされた上での自由意思による同意が必要だが、刑法の必要性条項によって正当と認められた場合、強制的に実施することができる。[[62]](#endnote-62)法定要件は満たされていない。[[63]](#endnote-63)ECTが法的必要性に基づき使用される場合、それを止めたり、不服を申し立てたりすることはできない。[[64]](#endnote-64)
   * 拘束の使用及び神経遮断薬やECTなどの侵襲的かつ付加逆的な治療の強制的な実施の廃止を法律に盛り込むという、経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会による2013年の勧告[[65]](#endnote-65)と拷問禁止委員会による2018年の勧告[[66]](#endnote-66)に従うために、何がなされてきたか、また、何がなされるのか？

第16条：搾取、暴力及び虐待からの自由

1. 障害のある人に対する、障害を理由としたいじめ、ハラスメント、排除、暴力、ヘイトスピーチ及びヘイトクライムなど、偏見に基づく差別の広範な証拠書類が、個人の裁判[[67]](#endnote-67)において示されてきた。機能障害のある人に対するヘイトスピーチに関する大規模な研究によれば、32％を超える人がヘイトスピーチの対象とされてきた。また、3分の1が警察に通報したことが明らかになった。[[68]](#endnote-68)ヘイトクライムと闘う全国的な取り組みにおいて、障害のある人は優先順位が低い。障害のある人に対するヘイトクライムは、警察と裁判所が必要な能力を備えていないため、ヘイトクライムとして認定されることも、調査が行われることもない。警察官及びノルウェー司法省職員への聞き取り調査に基づく研究では、障害に対する敵意が暴力の動機となっている可能性があるという懸念が、刑事司法制度内にあることが確認されている。障害のある人に対する暴力は、「無防備な」人に対する暴力を含む別の形態の犯罪として登録され、裁判にかけられることが多い。[[69]](#endnote-69)
   * 障害のある人が、ヘイトクライムを含む侮辱、脅迫及び虐待を受けることを防ぐために、何がなされるのか？　このような犯罪の認定、調査及び制裁を確保するべく警察及び司法当局に対する研修を行うために、どのような方策が講じられるのか？

第17条：個人をそのままの状態で保護すること

1. 心理社会的障害のある人及び認知障害のある人のために、市町村が施設に類似した大規模なホームを大々的に建設し、使用することは、個人がそのままの状態で保護される権利を制限するものである。そこでの日常生活は、週間計画や、就寝時刻及び外出に関する規則、飲食物及び買い物に関する制限など、柔軟性に欠ける仕組みという形をとった強制力を特徴とするものとなる可能性がある。ホームで働く従業員の85パーセント以上が、相反するニーズを持つ入居者にサービスを提供していると語った。[[70]](#endnote-70)入居者が自立し、日常生活において自己決定をする権利は、従業員のシフトや、従業員が決まった手順を守り、主導権を握る必要があることを理由に、多くの場合、断念せざるを得ない。[[71]](#endnote-71)
2. 向精神薬、特に効果が長続きする蓄積注射と、同意なしに施されるECTは、心理社会的障害のある人の、心身がそのままの状態で尊重される権利を侵害することになる、侵襲的な、かつ、不可逆的な可能性のある拘束である。施設もまた、施設内の共有環境における活動を制限するために、あるいは、他者との接触を全面的又は部分的に遮断するために、「*シールディング*」〔訳注：ノルウェーにおける隔離・行動制限の手法？〕を実施しており、その結果、しばしば孤立に似た状況が生じる。[[72]](#endnote-72)シールディングは通常、電話の使用制限及び外界との接触制限を伴う。患者が自分の音楽機器、ラジオ、テレビその他の通信手段にアクセスすることは許されない。精神科救急病棟に入院している患者の20～35パーセントがシールディングを実施されている。[[73]](#endnote-73)
3. 後見人は、「手続に関して事情を知らされた上での決定を下すことを妨げる深刻な精神病又は知的障害又は精神機能障害」のある人の代わりに、不妊手術を申し込むことができる。[[74]](#endnote-74)後見人はまた、女性に「深刻な精神病又は重度発達障害」がある場合、中絶依頼を提出することもできる。[[75]](#endnote-75)後見人がいる人は、結婚に対する同意が後見人の職務に該当する場合、結婚を後見人の同意によって決定する。[[76]](#endnote-76)
   * 施設及び施設に類似した大規模なホームで生活している人の心身がそのままの状態で尊重されることを確保するために、どのような方策が講じられるのか？
   * 精神科のケアのために入院している人の心身が、常にそのままの状態で尊重されること、また、彼らの外界との意思疎通の権利が決して否定されないことを確保するために、どのような措置が講じられるのか？
   * 障害のある人の中絶又は不妊手術のような強制介入を許容する法律と、結婚に対する後見人の同意を義務付ける法令を撤廃するために、どのような措置が講じられるのか？

第19条：自立した生活及び地域社会への包容

1. 障害のある人が適切な住宅を獲得できるよう支援する市町村の義務が、あまりに弱い。[[77]](#endnote-77)
2. 障害のある人は、居住形態に関しては自己決定が保証されておらず、市町村のサービスを受けるためにはどのような生活をするべきかを、市町村が提示することが多い。[[78]](#endnote-78)報奨金を理由に、施設に類似した大規模な建物が、市町村のサービスを必要としているさまざまなグループのためのシェアハウスとして提供されており、多くの場合、これらは高齢者向けの老人ホームに似ている。第17条も参照。
3. 1990年代初めの脱施設化改革により、知的障害のある人は大規模な地域施設を出て市町村で生活することになった。しかし、2000年以降市町村では、知的障害のある人向けのシェアハウスが主要な居住形態となっている。共有スペースと日中活動のための設備を備えた大規模なシェアハウス型施設で生活している知的障害のある人の割合は、増加している。2000年以降居所を移した人の半数以上が、入居者6人以上のシェアハウスに移っていた。[[79]](#endnote-79)
4. 保健・ケアサービス法には、自立した日常生活活動と参加を確保するためのサービスを、市町村が提供しなければならないと明記されている。[[80]](#endnote-80)市町村自治が原因で、これらのサービスの管理と提供に大きなばらつきが見られる。[[81]](#endnote-81)
5. 市町村によるパーソナルアシスタンスは、利用者管理型のパーソナルアシスタンス（UPA）、つまり、障害のある人自身若しくは必要に応じて彼らの代理人によって、計画され、主導されるアシスタンスとして運営される。このようなパーソナルアシスタンス制度を選択する権利は2015年に制定されたが、多くのグループがUPAを選択する権利をいまだに得ていない。[[82]](#endnote-82)調査[[83]](#endnote-83)によれば、市町村はUPAを割り当てる際に、社会活動、労働及び学習を通じて社会に参加するためのアシスタンスのニーズではなく、基本的なニーズのためのアシスタンスをより重視している。誰がアシスタンスを提供できるかに加えて、いつ、どこで、どのようにアシスタンスが提供されるかも市町村が提示するので、利用者による管理は十分ではない。[[84]](#endnote-84)制度を遂行する際、市町村により大きな差が生じる。[[85]](#endnote-85)
6. 感覚機能を喪失した人が、サービス時間外に通訳者によるサービスを受けられていない。[[86]](#endnote-86)
   * 障害のある人が、必要なサービスにかかわらず、居住地及び居住形態を自由に選択する権利を与えられることを、政府はどのようにして確保するのか？
   * 障害のある人が活動的な自立した生活を送り、家庭以外の社会に参加できるように、市町村サービスを割り当てたり運営したりする際に、利用者の関与及び利用者による管理はどのように確保されるのか？　障害のある人が、あらゆる事例において、自分自身のUPAを制約なく自由に管理することを確保するために、どのような方策が講じられるのか？　 UPAに対する制定法上の権利が、週32時間未満のアシスタンスを必要としている人に拡大されることを確保するために、どのような方策が講じられるのか？
   * ろう及び難聴の人が、サービス時間外及び国民の休日を含む必要な時に、通訳サービスを受けられるようにするために、何がなされるのか？

第21条：表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

1. 情報通信のユニバーサルデザインに関する要件は何も設定されていない。第9条を参照。放送法[[87]](#endnote-87)では、5パーセント以上の視聴者（250,000人）を抱えるノルウェーのテレビ放送局に対してのみ、午後6時から午後11時までの放送に字幕を付けることを義務付けている。ノルウェー・メディア庁は、積極的なチェックを何も実施しておらず、制裁機関ではない。吹き替え義務がないので、視覚障害や認知障害のある人には、ノルウェー語以外の言語によるニュース放送及びその他のテレビ番組への完全なアクセスがない。
2. 公共のイベントにおいて、誰もが利用できる一般の通訳サービスがない。個人で専属通訳者の派遣を申請しなければならない。
   * 公共放送局だけでなく、すべての放送局による字幕添付と吹き替えを確保するべく、ノルウェー放送法の要件を強化するための方策を示してください。公共のイベントにおける通訳サービスを確保するために、どのような方策が講じられるのか？

第23条：家庭及び家族の尊重

1. 障害のある子どもを持つ家族の多くは、支援サービス機関から、必要な情報、サービス及び支援を受けていない。[[88]](#endnote-88)さまざまな支援策及び規則に関して、彼らが受け取る情報は不十分で、支援サービスは断片的であり、まとまりがなく、サービス申請のプロセスと、給付やサービスが拒まれた場合の苦情申立のプロセスは、長期にわたる。[[89]](#endnote-89)
2. 政府報告パラグラフ242にあるように、市町村は、市民がコーディネーターと個別計画を確実に利用できるよう、責任を伴った調整部門を設けることを法律で義務付けられている。このような部門を持つのは5市町村につきわずか1市町村で、その質は市町村によって大きく異なっている。[[90]](#endnote-90)個別計画とコーディネーターを利用する資格のある障害のある人の多くは、そうした計画もコーディネーターも与えられ　　　　　　　なかったり、書類上でのみ計画が存在し、実践はされないという経験をしたりしている。[[91]](#endnote-91)
3. 障害のある子どものための介護施設で生活している、或いは、レスパイトケアを受けている子どもと18歳未満の若者は[[92]](#endnote-92)、程度の差はあるが、幼少期を両親以外の介護者とともに施設で過ごしている。[[93]](#endnote-93)児童介護施設（children’s care homes）の数は増加した。[[94]](#endnote-94)2011年の数字によれば、およそ250人の子どもが児童介護施設で永続的に生活しており、レスパイトケアを受けられる場所はおよそ1,000箇所あった。[[95]](#endnote-95)2007年の調査からは、親たちは当初、子どもが自宅で生活することを望んでいたが、市町村による適切なサービスが提供されないため、結局、児童介護施設が唯一の代替手段だと考えていることがわかった。[[96]](#endnote-96)児童介護施設に対する監督機関によるチェックからは、4件の事業のうち3件で規則違反があったことが明らかになった。[[97]](#endnote-97)チェックの結果、多くの市町村で、適切な専門家による運営が行われておらず、児童介護施設のサービスの質に対する関心もほとんどないことがわかった。
4. 障害者団体は、児童福祉[[98]](#endnote-98)サービスにおいて障害に関する専門知識が欠けていることを懸念している。[[99]](#endnote-99)児童保護などの介入は、他の支援策が試される前に実施される。[[100]](#endnote-100)障害のある子どもを持つ家族への介入に関連した児童福祉サービスについては、ほとんど知られていない。[[101]](#endnote-101)
   * 障害のある子どもを持つ家族が、必要な支援とまとまりのあるわかりやすいサービスを受けること、また、条約に基づき、すべての市町村において、個別計画とコーディネーターに対する権利が、実際に、かつ、目的どおりに実現されることを確保するために、どのような方策が講じられるのか？
   * 子どもが自己の障害又は父母の障害を理由に、児童介護施設への入所又は児童福祉サービスを通じた保護により父母から分離されることを防止するために、どのような方策が講じられるのか？

第24条：教育

1. 教育法[[102]](#endnote-102)には、適応教育に対する普遍的権利と、診断とは関係のない、特別支援教育に対する個別的権利が定められている。特別支援教育を受ける資格のある生徒は、個人による意思決定及び苦情申立の仕組みへのアクセスを含む、強力な手続上の権利を有する。しかし、実際には法的権利が常に守られるわけではなく、地域により大きな違いがある。[[103]](#endnote-103)特別支援教育は、インクルーシブ型と分離型のいずれかの可能性があるが、障害のある生徒は他の生徒と比べて、別の場所で指導されることの方が多い。[[104]](#endnote-104)特別支援教育を受けている生徒の60パーセント以上が、アシスタントや教員とともに、集団若しくは単独でほとんどの教育を受けている。[[105]](#endnote-105)中学校よりも高校の方が、分離策をとられている生徒が多い。[[106]](#endnote-106)
2. 特別支援教育の質はさまざまである。[[107]](#endnote-107)多くの生徒が、幼稚園や学校で、教育能力のない職員に出会う。特別支援教育の半分はアシスタントによって行われている。[[108]](#endnote-108)
3. 障害のある人で高校を卒業する人は、障害のない人ほど多くはない。高校を卒業できないのは、一般の生徒のわずか17パーセントであるのに対して、身体障害のある生徒の場合は64パーセントである。[[109]](#endnote-109)この結果、彼らは職業訓練や高等教育を受けるために出願することができない。[[110]](#endnote-110)
4. 教員研修プログラムでは、教員がどのようにインクルーシブな適応教育を実施するべきかをほとんど重視していない。適応教育の専門的手法は、教員研修の枠組み計画に含まれていない。特別支援教育のイニシアティブが、特別支援教育研修プログラムの唯一のテーマである。
   * 学校制度における通常教育にさらに多くの障害のある生徒を受け入れるために、どのような方策が講じられるのか？　通常学校における質の高いインクルーシブ教育の構想を可能な限り高い水準で実現するための教員教育並びに研修を通じて、校長、教員、専門家などのインクルージョン関連の資格及び能力が、どのように保証されているのか、情報を提供してください。
   * 障害のある人が、他の生徒と同程度に高校教育及び高等教育を修めることを確保するために、どのような方策が講じられるのか？
   * 居住する市町村又は県に関係なく適応教育及び特別支援教育を受ける平等の権利を保障し、教育が適切な公式の教育研修を受けた教員によって行われることを確保するために、どのような方策が講じられるのか？

第25条：健康

1. 障害のある人は一般の人よりも、歯科衛生や身体的・心理的健康状態が悪い。[[111]](#endnote-111)知的障害のある人の健康状態は、一般の人と比較して悪い傾向があり、保健サービスは彼らに適していない。[[112]](#endnote-112)2016年には、県知事事務所が57の市町村で、知的障害のある人のための市町村による保健サービス及び社会サービスに関する全国監査を実施した。45市町村でサービスの過誤が見つかり、そのうちのいくつかは深刻であった。[[113]](#endnote-113)
   * ノルウェーは、第14条／第25条に関する宣言をいつ撤回するのか？　第25条dに基づく、事情を知らされた上での自由意思による同意の権利を確保するために、何がなされるのか？
   * 障害のある人、特に知的障害のある人の健康の不平等を解消するために、締約国はどのような計画を立てているのか？

第27条：労働及び雇用

1. 障害のある従業員の割合は、経済状況や諸計画の実施にもかかわらず、数十年にわたり変わっていない。[[114]](#endnote-114)職場における障害のある人に対する差別に関する調査研究は、ほとんど行われてこなかった。障害のある人に関しては、雇用促進並びに職場における平等増進の手段としての活動及び報告の義務[[115]](#endnote-115)が、ほとんど実施されていない。[[116]](#endnote-116)
   * 労働市場における障害のある人に対する差別の発見と防止のために、何がなされるのか？　民間部門及び公的部門の労働市場における障害のある人の雇用促進に向けて、活動及び報告の義務が積極的に遂行されることを確保するために、何がなされるのか？
   * 開かれた労働市場で働く障害のある人の割合を大幅に増やすために、どのようなイニシアティブがとられるのか？

第29条：政治的及び公的活動への参加

1. 選挙で選ばれた機関が使用する場所のアクセシビリティに関する現状報告は、存在しない。[[117]](#endnote-117)障害者団体は、市町村、県及び国レベルで、選挙で選ばれた機関の会合や、選挙及び政治討論に使用される場所並びに設備が、反差別法でユニバーサルデザインの義務が定められてから10年を経ても、いまだにその要件を満たしていないことに注目してきた。[[118]](#endnote-118)訴訟記録は、全盲及び弱視の政治家が利用できる形にはなっていない。[[119]](#endnote-119)紙ベースの選挙が重度視覚障害者による秘密投票を妨げており、40パーセントが秘密投票をしたことがないと報告している。[[120]](#endnote-120)電子投票の試行が成功したとはいえ、導入はされていない。期日前電子投票も許可されていない。
   * 選挙で選ばれた機関において、多様性を確保し、障害のある人の数を増やすために、どのような方策が講じられるのか？　また、条約に基づき、意識を向上させ、建物及び情報のアクセシビリティを確保するための方策は何か？
   * さまざまな種類の障害を持つ人が自分自身で投票手続を遂行することができなくなってしまう多様な障壁を撤廃するために、新たな技術がどのように使用されているのか、情報を提供してください。
2. 特定の義務（第31条～第33条）

第31条：統計及び資料の収集

* + 条約に基づく、障害のある人の状況について一般の人と比較した統計資料及び調査資料の十分な記録が存在するか否か、情報を提供してください。その記録は、条約を実施する政策を策定し、実施する上で、どの程度十分なのか？　統計では、ワシントングループによる障害に関する質問セットが、どの程度使用されているのか？

第32条：国際協力

* + 開発援助計画を含む国際協力が、障害のある人にとってインクルーシブかつアクセシブルであることを確保するために、何がなされているのか？

第33条：国内における実施及び監視

* + 政府は、関係のある障害のある人のコミュニティと障害者団体を、障害者権利委員会の総括所見の監視にどのように関与させるのか？

1. 脚注

   一部の団体の名称は非公式な訳である。 [↑](#endnote-ref-1)
2. *「第12条*

   *ノルウェーは、障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。ノルウェーはまた、障害のある人がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる義務を認める。さらにノルウェーは、法的能力又は法的能力の行使における支援の撤回、及び／又は強制的な後見等の方策が、最終手段として必要であり、かつ、保護措置が適用される場合、条約で認められているものと解釈することを宣言する。*

   *第14条及び第25条*

   *ノルウェーは、障害のあるすべての人が、他の者との平等を基礎として身体の自由及び安全についての権利と、その心身がそのままの状態で尊重される権利を享有することを認める。さらにノルウェーは、精神病の治療法を含む強制的なケア又は治療が、この種の治療が最終手段として必要であると諸状況から判断され、かつ、当該治療に法的保護措置が適用される場合、条約で認められているものと解釈することを宣言する。」* [↑](#endnote-ref-2)
3. [↑](#endnote-ref-3)
4. [↑](#endnote-ref-4)
5. [↑](#endnote-ref-5)
6. [↑](#endnote-ref-6)
7. [↑](#endnote-ref-7)
8. [↑](#endnote-ref-8)
9. [↑](#endnote-ref-9)
10. [↑](#endnote-ref-10)
11. [↑](#endnote-ref-11)
12. [↑](#endnote-ref-12)
13. [↑](#endnote-ref-13)
14. [↑](#endnote-ref-14)
15. [↑](#endnote-ref-15)
16. [↑](#endnote-ref-16)
17. [↑](#endnote-ref-17)
18. [↑](#endnote-ref-18)
19. [↑](#endnote-ref-19)
20. [↑](#endnote-ref-20)
21. [↑](#endnote-ref-21)
22. [↑](#endnote-ref-22)
23. [↑](#endnote-ref-23)
24. [↑](#endnote-ref-24)
25. [↑](#endnote-ref-25)
26. [↑](#endnote-ref-26)
27. [↑](#endnote-ref-27)
28. [↑](#endnote-ref-28)
29. [↑](#endnote-ref-29)
30. [↑](#endnote-ref-30)
31. [↑](#endnote-ref-31)
32. [↑](#endnote-ref-32)
33. [↑](#endnote-ref-33)
34. [↑](#endnote-ref-34)
35. [↑](#endnote-ref-35)
36. [↑](#endnote-ref-36)
37. [↑](#endnote-ref-37)
38. [↑](#endnote-ref-38)
39. [↑](#endnote-ref-39)
40. [↑](#endnote-ref-40)
41. [↑](#endnote-ref-41)
42. [↑](#endnote-ref-42)
43. [↑](#endnote-ref-43)
44. [↑](#endnote-ref-44)
45. [↑](#endnote-ref-45)
46. [↑](#endnote-ref-46)
47. [↑](#endnote-ref-47)
48. [↑](#endnote-ref-48)
49. [↑](#endnote-ref-49)
50. [↑](#endnote-ref-50)
51. [↑](#endnote-ref-51)
52. [↑](#endnote-ref-52)
53. [↑](#endnote-ref-53)
54. [↑](#endnote-ref-54)
55. [↑](#endnote-ref-55)
56. [↑](#endnote-ref-56)
57. [↑](#endnote-ref-57)
58. [↑](#endnote-ref-58)
59. [↑](#endnote-ref-59)
60. [↑](#endnote-ref-60)
61. [↑](#endnote-ref-61)
62. [↑](#endnote-ref-62)
63. [↑](#endnote-ref-63)
64. [↑](#endnote-ref-64)
65. [↑](#endnote-ref-65)
66. [↑](#endnote-ref-66)
67. [↑](#endnote-ref-67)
68. [↑](#endnote-ref-68)
69. [↑](#endnote-ref-69)
70. [↑](#endnote-ref-70)
71. [↑](#endnote-ref-71)
72. [↑](#endnote-ref-72)
73. [↑](#endnote-ref-73)
74. [↑](#endnote-ref-74)
75. [↑](#endnote-ref-75)
76. [↑](#endnote-ref-76)
77. [↑](#endnote-ref-77)
78. [↑](#endnote-ref-78)
79. [↑](#endnote-ref-79)
80. [↑](#endnote-ref-80)
81. [↑](#endnote-ref-81)
82. [↑](#endnote-ref-82)
83. [↑](#endnote-ref-83)
84. [↑](#endnote-ref-84)
85. [↑](#endnote-ref-85)
86. [↑](#endnote-ref-86)
87. [↑](#endnote-ref-87)
88. [↑](#endnote-ref-88)
89. [↑](#endnote-ref-89)
90. [↑](#endnote-ref-90)
91. [↑](#endnote-ref-91)
92. [↑](#endnote-ref-92)
93. [↑](#endnote-ref-93)
94. [↑](#endnote-ref-94)
95. [↑](#endnote-ref-95)
96. [↑](#endnote-ref-96)
97. [↑](#endnote-ref-97)
98. [↑](#endnote-ref-98)
99. [↑](#endnote-ref-99)
100. [↑](#endnote-ref-100)
101. [↑](#endnote-ref-101)
102. [↑](#endnote-ref-102)
103. [↑](#endnote-ref-103)
104. [↑](#endnote-ref-104)
105. [↑](#endnote-ref-105)
106. [↑](#endnote-ref-106)
107. [↑](#endnote-ref-107)
108. [↑](#endnote-ref-108)
109. [↑](#endnote-ref-109)
110. [↑](#endnote-ref-110)
111. [↑](#endnote-ref-111)
112. [↑](#endnote-ref-112)
113. [↑](#endnote-ref-113)
114. [↑](#endnote-ref-114)
115. [↑](#endnote-ref-115)
116. [↑](#endnote-ref-116)
117. [↑](#endnote-ref-117)
118. [↑](#endnote-ref-118)
119. [↑](#endnote-ref-119)
120. [↑](#endnote-ref-120)